

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充</p> <p>(国20)(法人税:義)</p> <p>(地19)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設・延長・<u>拡充</u>】</b></p>
2	要望の内容	<p>(1)国税</p> <p>○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。</li> </ul> <p>○投資税額控除率等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。</li> </ul> <p>○対象事業の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。</li> </ul> <p>○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。</li> </ul> <p>(2)地方税</p> <p>○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。</p>
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年 情報通信産業振興地域 創設</p> <p>平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和)</p> <p>平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等</p>
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。</p> <p>このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p>

《政策目的の根拠》

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

(情報通信産業振興地域の指定)

第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2～5項 略

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事

		<p>務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p><b>【政策】</b>11 沖縄政策の推進</p> <p><b>【施策】</b>① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信関連企業の進出数を平成 33 年度までに 440 社とする。(平成 24 年度:263 社)</li> <li>・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成 33 年度までに 4.2 万人雇用とする。(平成 24 年度:23,741 人)</li> </ul> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信関連企業数の増加</li> <li>・情報通信産業就業者数の増加</li> </ul> <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を決断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																							
8 有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14～24 年度 累計 26 件</li> </ul> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1" data-bbox="544 1146 1422 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除 45 百万円程度、投資税額控除 940 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>			H22 年度	H23 年度	H24 年度	所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件	控除額	0 円	0 円	0 円	投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円
		H22 年度	H23 年度	H24 年度																					
所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件																					
	控除額	0 円	0 円	0 円																					
投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件																					
	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																					
	② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14～24 年度 累計 26 件</li> </ul> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1" data-bbox="544 1702 1289 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額 12 百万円程度、投資税額控除による減収額 940 百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円															
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																						
減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																						

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年) 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年) 前回要望時(平成23年度)の目標等 平成23年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は237社であり、平成23年度目標の200社を達成している。 また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成33年) 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成33年) ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391億円(平成12年度) → 3,482億円(平成23年度) ○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 23,741人(平成24年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 263社(平成24年度)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相	—

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期:平成 23 年度